

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成20年9月9日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美智子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美恵子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左千江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	20番	石 川 清 康	議員
21番	村 山 金 敏	議員	22番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	参 事	後 藤 学 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	竹 原 寿美雄 君	健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君
経済建設部長	山 崎 力 君	会計管理者	佐 藤 政 光 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
市民部次長	柴 田 二三夫 君	健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君
兼環境課長		兼高齢者福祉課長	

健康福祉部次長 神谷 巳代志 君 経済建設部次長 前野 宏光 君
兼保険年金課長
経済建設部次長 三治 金行 君 総務課長 荒川 恭一 君
兼都市計画課長
監査委員事務局長 高橋 芳行 君

5. 議事日程

(1) 認定議案質疑・決算特別委員会設置・委員会付託

認定議案第1号 平成19年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について

認定議案第2号 平成19年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第3号 平成19年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第4号 平成19年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第5号 平成19年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第6号 平成19年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第7号 平成19年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第8号 平成19年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定議案第9号 平成19年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(2) 議案質疑・委員会付託

議案第50号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

議案第51号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第52号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正について

議案第53号 豊明市老人福祉センター条例の一部改正について

議案第54号 豊明市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第55号 豊明市農村環境改善センター条例の一部改正について

議案第56号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について

議案第 57 号	豊明勤労会館条例の一部改正について
議案第 58 号	豊明市下水道条例の一部改正について
議案第 59 号	豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第 60 号	平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について
議案第 61 号	平成 20 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
議案第 62 号	平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 認定議案質疑・決算特別委員会設置・委員会付託
認定議案第1号から認定議案第9号まで
- (2) 決算特別委員会の委員の選任
- (3) 議案質疑・委員会付託
議案第 50 号から議案第 62 号まで

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い、会議を進めます。

日程1、認定議案質疑・決算特別委員会設置・委員会付託に入ります。

認定議案第1号から認定議案第9号までの9議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました認定議案は、いずれも平成 19 年度の各会計の決算認定でありますので、一括して質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.3 ○14番(榊原杏子議員)

全体的なことについてお伺いをしていきます。

概要のほうの最後に、バランスシートと行政コスト計算書がありますけれども、これらの資料を、前年、前々年というふうに比較をしていきますと、非常に目立った数値としては、行政コスト全体の拡大が 12 億円拡大し、それに対して収入が微増にとどまって、差し引き

のマイナスが9億 3,000 万円という数値、これが前年もマイナス5億円弱だったわけですが、さらに悪い数値になっております。

それから、基金、バランスシートの方ですが、特目の基金と財政調整基金の減を合わせますと、6億円ほどマイナスになっている。

それから、地方債の償還予定額については、年々引き上がってきている。

あとは、退職給与引当金が増えているというあたりが目についてくるわけですが、これらの数値からわかるというか、数値が示している 19 年度の財政運営状況について、ざっとご説明をいただきたいと思えます。

それから、次に、各会計ごとにお伺いしたいんですけども、収入未済額、不納欠損が上がっているものについて、監査の意見書のほうに一覧がありますので、その 72 ページ、73 ページ、それから 86 ページからのところに出てくると思うんですけども、これらは具体的には一般会計、それから国民健康保険、下水、農村集落家庭排水、介護保険について、それぞれ収入未済額が増えているわけですが、増減の要因についてお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、人件費の関係についてお聞きをしていきますけれども、総人数が 553 人から 555 人へ、2人増えた年でありまして、職員の人件費は、総額で言うと 1,800 万円くらい抑制されたこととなります。

ただし、臨時職員の賃金については 1,100 万円の増、それから委託料についても、特会も合わせて 5,100 万円の増となっています。こういったものをすべて含めて人件費総額という考え方で見ますと、大幅に増えたという見方ができるわけですが、19 年度中の人員数と仕事量、それからコストということの関係についてお示しをいただきたい。

それから、関連をしまして、時間外勤務の状況についてお伺いしますが、19 年度は、1人当たりの時間外勤務の時間数については 2.5 時間減りました。しかし、その前の年には 27.5 時間、大幅に劇的に減ったわけですので、それと比べると、減り具合が鈍化しているということが言えますが、この要因についてお聞きしたいと思えます。

それから、各課ごとに時間数が多い少ない、多いところは 200、300 を超える時間数が出てくるわけですが、この仕事量の不均衡というもののあらわれだのとれます。

この年度中に組織改変の検討が行われています。その過程で、どのようにこの不均衡の是正というものを図られたのかについて、お聞かせいただきたいと思えます。

まず、そこまでお願いします。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.5 ○総務部長(山本末富君)

それでは、順次お答えいたします。

まず、バランスシート、行政コストの関係からご説明を申し上げます。

19年度決算のバランスシートと行政コストで、前年との違いを中心にご説明を申し上げます。

先ほど、議員もおっしゃられましたように、バランスシートの資産が減ったのは、簡単に申し上げますと、基金で6億近く減っております。これは財政調整基金等の特定目的基金、こちらのほうが減った分が、簡単に申し上げますと、資産が減ったということになります。

続きまして、行政コストの計算書のほうは、前年と比較しますと約12億、こちらのほうはコストが増えております。前年度の数字がこの1枚ではわかりませんので、18年と19年を比較していただかないとわかりにくくなっておりますけれども、前年よりは12億ほど増えております。

主な要因といたしましては、人件費の中の退職給与引当金繰入等が約8億円ほど増加しております。これは、算出方法が改正されたため、増えております。

それから、その下の3の扶助費が1.3億円ほど増えておりますのは、児童手当の改正があったため。

その下の補助費等が1.2億円ほど増えておりますのは、老人福祉費の中の地域介護福祉空間整備等補助金が7,000万円ほど増えております。

それから、桶狭間区の集会所建設に係る補助金が4,700万円ほどあったため、増えております。

その下の繰出金が1.8億円ほど増えておりますのは、下水道会計始め、特別会計に対する繰出金が増したため。

これらの行政コストに対する収入は、その下の収入項目のところをごらんになっていただきたいんですけども、収入の合計欄、Eの欄は151億、行政コスト全体が160億でありますので、国、県の支出金が増えてはおりますけれども、使用料とか一般財源、そちらのほうを充てても、簡単に申し上げますと、まだ9億不足するというようなことで、コスト的にはかなり前年よりも悪化しているということがいえると思います。

続きまして、不納欠損のほうのご説明を申し上げます。

これは、監査委員の意見書の73ページのところに、市税の不納欠損額が約1,000万円上がっております。前年は2,700万円から2,800万円の不納欠損額があったと思いますが、これは大幅に減っております。

と申しますのは、18年度は法人の会社の倒産が2件ほどございました。そういった関係で、18年度が特別多くなったため、19年度は平年並みといいますか、そういう関係で減ってきております。

それからあと、特別会計の国保のほうは、87ページに不納欠損が国保会計で3,300万円ほど上がっております。こちらのほうは、前年よりも1,000万円ほど下がっております。

内容といたしましては、やはり生活困窮といえますか、一つには財産がない。そういった関係での数値を申し上げますと1,270万円、それから行方不明のほうは1,900万円。そういった関係が大きなウエートを占めております。

こちらのほうの理由は、執行停止後3年、それから地方税法を細かく申し上げますと、第15条の7の第5項の即欠損、わかった時点で即欠損ということもできますけれども、こちらのほうは例えば死亡であるとか、国外へ転出した、こういったような理由ですと、すぐに欠損になりますけれども、こちらのほうの金額が約140万円でございます。

国保のほうの要因といたしましては、外国人の方の未納といえますか、そういった関係も大きく影響しております。一つには、言葉の壁といえますか、制度の理解がもうひとつ不十分、そういった部分もございます。

以上で、ご説明を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.7 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、人件費の関係でご質問がありましたので、人件費関係でお答えしていきます。

まずは、総人数で、前年から比べて2人増えましたのは、これは消防職へ配置をいたしました。今後は、消防職についても大量退職が予想されます。ただし、消防職については、人材育成をしていくのに、数年かけて人材育成をする必要がありますので、早目にこうした退職にあわせて、退職に対応するため、増員をかけております。

人件費の総額につきましては、18年度と19年度の総額、職員の基本給、それから超勤や期末勤勉手当等も含めまして、その総額は前年と比べて約2,800万の減となっております。

それから、超勤の部分、職員の超勤につきましては、18年度と比較しますと約560万円の増となりました。

これは、18年度と19年度の大きな違いは、19年度は大きな選挙を3本抱えておりましたので、その関係で超勤の手当が増えております。

それから、臨職の賃金の件ですけれども、賃金につきましても、前年度と比較しますと約1,100万円の増加となります。

それから、全体のコスト、人件費とコストの兼ね合いはどうかというご質問ですけれども、これは第5次行革を19年度から3年間で実施しております。この行革プランに基づいて、人件費も、それから市役所全体のコストも下げる計画をしておりますので、この行革プランに基づいて、今後とも総コストを下げっていく考えでおります。

以上で終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.9 ○14番(榊原杏子議員)

お聞きしたことに答えていただけていない部分もあるんですけども、もう1回お聞きします。

まず、財政全般については、コスト的に悪化ということはわかりましたけれども、この年に不交付団体に期せずしてなったわけですけども、そういった影響についてはどこら辺に出てるのか。ここには出ないということでしたら、それでも結構ですが、お示しいただきたい。

それから、欠損額についてお聞かせいただきましたけれども、欠損のほうは全体的に減っているわけですけども、収入未済額のほうは全部増えております。各会計ごとに、その要因について、特殊な状況等があればお知らせいただきたいのと、それから傾向について、それぞれお答えいただきたいということで、もう一度お願いします。

それから、人件費の関係については、行革でコスト縮減ですよということですけども、正規の職員の人件費について、抑制になったということはわかりますけれども、トータルでは出ないですかということ。臨時職員だけでもなく、また外に出した仕事もあるわけですので、仕事量全体ということと比べると、だから増えているということになると思うんですけども、その仕事量全体という意味でお答えいただきたいんです。

それから、それに関連するんですけども、市長のマニフェストで、職員の意識改革をして2億円稼ごう、効果を上げようというようなこともありました。1人10%生産性を上げていって、そういう効果を生み出そうというものもありましたけれども、そういった成果というのは、19年中にあらわれたのかどうか、ざっくりとお話をいただきたい。

それから、機構改革でどのようにこの不均衡が直されたのか。人員数の変化を見ますと、必ずしもこれは、時間外の多いところに人員が適切に配置されたかどうかというのがわかりにくいものですから、そのあたり、どの程度これは加味されたものなのかということをお示しいただきたい。

それから、選挙があったのでということでしたけれども、18年度の資料と比較しましても、選挙の準備にある程度時間を割いていますので、選挙そのものにかかったものは別に集計されていますけれども、それは大して違いがないわけです。なので、それ以外の要因についてもお示しいただきたいと思います。

さらに、委託について、概要書のほうで一覧がありますけれども、今回から契約の種別について示されるようになりました。117ページから、その中で、随2とか、随1とか、指とか入っているわけですけども、少額だからということではなくて、それ以外の随2というもの

が非常に目立って多いわけです。

委託費の削減、安易に随契にしないということについては、それぞれ心がけてこられていると思うんですけれども、委託費については、全体としてどういった努力をなさってきたのか。

それから、電算関係の委託というものは、毎年指摘を受けているわけですが、これについて、特に努力をした、効果が上がったというものがあれば、一括契約等の効果についてもあれば、まとめてお話をいただきたい。

それから、同様に、工事のほうですけれども、183 ページから一覧がありますけれども、この中で、185 ページの道路の関係ですけれども、こちらは種別が随5というのがほとんどになっております。

随5になるのは、「緊急の必要により入札ができないもの」ということですので、緊急性のある道路の修繕という、少し穴があいたとか、そういうことをイメージするわけですが、小さいものもあれば、465 平米とか 370 平米とか、大きいものも混じっているので、ちょっと違和感を覚えたんですけれども、この緊急という区分の仕方についてご説明をいただきたいと思います。

それから、以前、決算委員会のほうで非常に聞きにくかった部分ですので、全体としてお聞きをしたいんですけれども、エコアクションプランを実行した結果、2年目になると思うんですけれども、これについては、担当のほうでお聞きすると、それぞれ紙を減らした効果ですとか、低公害車に変えた効果ですとか、そういうものがお聞きしにくいので、全体として、このエコアクションをどういうふうに取り組みられて、どういうふうに達成をされたのか、されなかったのかということをお聞かせいただければと思います。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.11 ○総務部長(山本末富君)

先ほどのご質問のときに、一つ答弁を漏らしました。

償還額が増えてきているが、その理由はということで、これは臨時財政対策債が、昔からありますけれども、こちらのほうの臨財債による償還額のアップでございます。

それから、交付税のほうで、こちらの行政コストのほうではわかりますかというようなご質問がありましたけれども、行政コストのほうではわかりません。

もしお持ちでしたら、決算の概要の2ページをお開きください。こちらのほうに財政状況の推移というのがございます。

交付税の算定基礎になります基準財政需要額と基準財政収入額、こちらを見まして、入ってくるお金と出ていくお金、これを比べまして、入ってくるお金が多い場合は、交付税がも

らえないということになりますので、18年までは、上の財政需要額のほうが多かったから交付税をいただいた。19年度は逆に、収入額のほうが上回ったから交付税がもらえなくなったということでございます。

それから、監査委員の意見書の73ページ以降に収入未済額が載っておりますが、市税のほうで申し上げますと、前年が2億6,600万円ほどが3億2,800万円ということで、6,000万円ほど増えております。

これは、19年度から税源移譲で、国のほうから所得税が減った分、市県民税が増えました。その関係で、市税で申し上げますと、市税の総額は8億7,000万円ほど増えております。そういった関係で、市民税が増えたものですから、どうしても未納のほうも増えてしまったということでございます。

以上で、答弁を終わります。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.13 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、今年度、機構改革でどういう人事配置をしたかというご質問がありましたので、お答えしていきたいと思っております。

これまでの超勤の結果を見ましても、特に窓口業務を持っている課が非常に超勤が多いという結果が出ております。

そうしたことを踏まえまして、20年度機構改革とあわせまして、それぞれ収納、高齢課、社会福祉課、保険年金課といった主要な窓口業務があるところには、再任用で配置をしたり、あるいは正職を入れたり等して、こういう窓口業務の仕事量の多さに対して対応をしています。

それから、超勤の関係で、では選挙を除いた額は幾らかということをおっしゃると、前年から比べますと380万の節減がされました。

それから、電算関係の委託の関係で、どういったことをやっているかというご質問ですが、これまでの電算関係は、システムを入れますと、システムとハードと一括してリース契約を行っていましたが、現在では、ハードについては極力市のほうで用意をする。それからシステムは、その市が用意したハードの中に入れてもらうという形、ハードとシステムを別々に分けながら、今、入札あるいは随契という形をとっております。

それからあとは、職員のできるパソコンのメンテナンスなどは、一切委託はしておりませんので、職員のできるものについては、極力委託を削減してきています。

以上で終わります。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.15 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、エコアクションプランのことでご質問をいただきました。

19年度の取り組みは、主なもので、目新しく変わった施策はありませんが、庁舎内は5時15分に一斉消灯をしていただくとか、それからごみの分別の徹底をしていただく、それからノーカーデーを徹底していただくということで、18年度と19年度と比較をしますと、電気使用料、ガス使用料については減っております。対前年度数パーセント、電気についても、ガスについても、いずれも減っております。

以上です。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.17 ○経済建設部長(山崎 力君)

道路修繕の緊急性ということでお尋ねがございました。

この使い分けということですが、緊急性はもちろん道路上の交通安全といったものに対応するものでございまして、これは即座にやるということで、金額ということもございしますが、金額にとらわれず、そういった交通安全等の確保に努めるものでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.19 ○企画部長(宮田恒治君)

すみません、答弁を一つ漏らしておりました。

意識改革、市長のマニフェストで、意識改革はどうしているかというご質問がちょっと漏れておりました。

職員の意識改革につきましては、もうこれは絶対必要な条件だと思っております。これからどんどん職員の数も減っていきますので、こうしたことに対応するためには、当然、執行体制のスリム化を図っていかねばなりませんので、そうしたことに対応するため、職員の意識改革は重大な問題だと考えております。

そのため、人材育成基本方針に基づいた研修計画や、それから、市長の言われるコストの削減につきましては、行革プランに基づいて実行していきたいと考えております。

以上で終わります。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.21 ○経済建設部次長(三治金行君)

特別会計のほうの欠損額と、それから収入未収額についてご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、下水道事業でございますけれども、欠損額につきましては、受益者負担、それから使用料の不納欠損でございます。

それから、収入未収額につきましては、未賦課があったために増えたものでございます。

それから、農村集落家庭排水施設でございますけれども、不納欠損につきましては、使用料の不納欠損でございます。それから、収入未収額につきましては、未賦課があったために増えたものでございます。

以上でございます。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

神谷健康福祉部次長。

No.23 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、国民健康保険特別会計の収入未済額についてお答えいたします。

国保特会の収入未済額は、約6億 7,700 万円ということで、これを未納額で見ますと、現年度分が1億 6,000 万円ほど、それから滞納分が5億 1,700 万円ほど、トータルで6億 7,700 万円ほどとなっております。

収納率で見ますと、対前年度 0.58%の若干の減となっております。

減の理由につきましては、個々の理由がございますが、第1の理由は、基本的には国民健康保険の性格上、国保は最後の健康保険でありまして、加入者は低所得者の方、それから高齢者、無職の方が多くを占めておりますので、どうしても滞納がちになりやすい傾向、性格を有しております。

しかし、その中でも、原因を調べましたところ、幾つかの理由が考えられますが、その主なものは、平成19年度は景気傾向から、比較的納付率の高い、働き盛りの方や若者世代が就職をいたしまして、社会復帰に移ったため、若干収納率の減に影響を与えております。

それから、先ほど総務部長からもお話がございましたが、国の税源移譲によりまして、住民税が翌年度払いということで、全体の額は変わりませんが、翌年度だけを考えますと、その家庭の負担感が増したということで、国保税の滞納のほうに影響があったものと考え

られます。

不納欠損につきましては、先ほど総務部長のほうからお答え申し上げておりますので、以上でございます。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

畑中健康福祉部次長。

No.25 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

それでは、介護特会の収入未済についてお答えいたします。

19年度の収入未済でございますが、滞繰分で620万くらいの収入未済がございます。18年度が約330万、倍に増えてございますが、これは、18年度から介護保険料がアップしましたので、その分が19年度の滞繰分へ入った関係でございます。

以上です。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

一通り終わりました。

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.27 ○14番(榊原杏子議員)

収入未済額について、下水と農村排水では未賦課の分で増えたということでしたけれども、未賦課の分で増えた分がそれぞれどれだけなのか、お示しをいただきたいと思ます。

それから、人件費の関係で、職員の意識改革が必要で重要だということでしたけれども、決算の質疑ですので、効果についてお聞きをしているわけです。

2億円の効果が何パーセントのとは言いませんけれども、職員の意識改革によって効率がアップした分は、この19年度の中で見られるのか見られないのか、残業については減っている。減っていますけれども、その前と比べると、下げ幅が鈍化しているということを最初に申しました。

これについては、削減にも限度があると思ますので、これは下げどまりというか、底が近いというふうな認識なんではないでしょうか。削減幅が鈍化している理由ということでお聞きをしている。努力をしている中で、下げどまってきているのではということをお聞きしたいんですけども、もう一度お願いしたいと思ます。

それから、委託の関係で、別々に委託するとか、職員ができることはやるとかということをお聞かせいただきましたけれども、これも効果額でまとまっているようでしたら、額でお

示しをいただきたいと思います。

それから、工事のほうですけれども、余り金額にとらわれずということで、金額のことを申したつもりはないんですけれども、契約の種別が随契、緊急でということで、幅がわかりませんけれども、何十メートルという補修の必要があるというのは、それは果たして緊急なのか、それとも計画的に直す部分なのかということが疑問なわけなので、そういう簡易の修繕と、ある程度大きなものと、これも緊急性ということで処理をされている。その分け方についてお聞かせをいただきたいのです。

それぞれについて、緊急性があったということでしたら構いませんけれども、金額ということではなくて、どこまでの範囲というか、緊急性ということで随契にされるのかについて、基準をお聞きしたいのと、それから同じ話で、190 ページには単価契約というふうに書いたものがあります。側溝の蓋については単価契約をしていて、長さによってやっていただくという方式をとっておられる。

これもいろいろあって、契約の仕方を改善された結果だと思っていますけれども、こういう方式を取り入れられていますけれども、こういうふうにされるものとされないものについての違いというのも、お示しをいただきたいと思います。

それから、エコアクションについては、電気とガスについては減ったということでしたけれども、ほかに紙の使用、ガソリンの使用、それから水もありますし、エコアクションの中でいろいろな数値目標があったと思います。

全体としては、5年で10%を達成できるだけの2年目の結果であったのかということだけ、最後にお聞きしたいと思いますので、お願いします。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.29 ○企画部長(宮田恒治君)

職員の意識改革の効果はというご質問でしたけれども、伸びが鈍化しているのではないかとご質問でした。

市役所の事務は、総体的に見ますと、これから少子高齢化に向かっていきます。そして、まだこれからどんどん医療制度も多分改正されていくと思います。

その中で、決められた人数の中で、こうしたさらに増えてくる事務に対応するにはどうしたらいいかという形になってきます。

先ほど答弁の中で申しました。窓口業務には、中心的に職員の増員をかけています。逆に、減らしている課もあるということになっていきますので、企画とか総務、こういった管理部門の職員は逆に減らして、そういった必要な部署に人材を充てていきたいと考えております。

それから、委託の効果の金額が知りたいというご質問がありましたけれども、電算システムの関係では、こうした制度改正に伴いまして、どんどんそういった電算のシステムを改正していかなければなりません。その年々によって、こうした制度があるたびに、電算の費用が上がったり下がったりしますので、一概に、前年度比較で出すというのはちょっと難しいかと思います。

以上で答弁を終わります。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.31 ○経済建設部長(山崎 力君)

道路の関係でご質問をいただきました。

その緊急性ということですが、一概に、どれだけ距離があるから、メーターがあるからということで決めているわけではございません。

あくまで、交通に支障があったり、交通に支障のないような形に保つためにやるわけでございまして、そういった計画的にやるものはもちろん計画的にやって、緊急性、いわゆる交通に支障のないような形に早くするものが緊急性ということによってやっております。

それから、単価契約でございますが、これは、年間で申し上げますと500件から600件のいろいろなことを、市民の方々から要望なり、日々そういったものをいただきます。これは、事務の簡素化を含めた形の中で単価契約を決めているものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

終わります。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.33 ○経済建設部次長(三冶金行君)

下水道特別会計と、それから農集排特別会計のほうの未賦課の問題について、未収入ということのご質問かと思いましたがけれども、まず、下水道特別会計のほうにつきましては、465万4,305円の未収入でございます。

それから、農村集落家庭排水施設のほうにつきましては、22万2,292円でございます。以上です。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.35 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、エコアクションの関係でご質問をいただきました。

年度別のエネルギー量使用料の比較ということで、1999年、平成11年度から、2007年、平成19年度までの年度別のエネルギー量使用料の比較がございしますが、電気使用料については、1999年から増えております。

それから、都市ガスについても増えていきます。それから、ガソリンについても増えていきます。それから、灯油は大幅に減っております。軽油も減っております。それから、LPGは微増であります。

各項目ごとにはこういうことになっております。

それから、先ほどエコアクションの関係で、18年度と19年度の比較についてお尋ねをいただいた際に、電気、ガスとも数パーセントの減ということでお答えしましたが、申しわけございません、私の勘違いで、19年度と20年度の上半期を比較した場合に、数パーセントの減ということで、20年度はさらにエコアクションプランを進めておりまして、減少の傾向にあるというのが現状でございます。

以上です。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.37 ○13番(前山美恵子議員)

決算書の30ページ、国の国庫負担金、国庫支出金の関係でちょっとご質問をさせていただきます。

前年度まで、三位一体改革で国庫支出金というか、国庫負担金、国庫補助金が減って、税源移譲で、所得譲与税などで補てんをされているということで3年間きまして、その国庫補助金が削減された分については、19年度も引き続き続いているわけですが、その額が本当に補償されているかどうかというのが大変疑問に思うものですから、ずっと3年間きた、この国庫負担金の削減額と、それに補てんをされたかどうかについてお聞かせをいただきたい。

それから、国保のほうについてお伺いをいたしますが、19年度の国保税の1人当たり調定額と1人当たり繰入額、これをお示ししていただきたいと思っております。

それから、国保については、やはり国からの責任が問われますので、本来なら国庫補助金、これは40%だったところが34%に削られて、調整交付金になっておりますが、この国庫負担金とか、それから調整交付金について、大体何パーセントきちっと補償されているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.39 ○総務部長(山本末富君)

三位一体の影響額でございますけれども、平成 18 年度の三位一体の影響の主なものは、児童手当国庫負担金が約 8,000 万円、児童扶養手当の負担金が約 6,000 万円、尾張農業共済事務組合負担金が約 800 万円など、その他要保護とかいろいろなものがありますけれども、全部合わせますと、約1億 6,000 万円ほどとなります。

それで、19 年度も継続して影響を受けますけれども、尾張農業共済組合の負担金のほうは、前年よりも200 万円増の約 1,000 万円、また児童手当のほうも拡大されておりますので、19 年度の影響額のほうは、概算で約1億 7,000 万円となります。

地方特例交付金のほうも、19 年度は減税補てん分が特別交付金という格好で増えました。こちらのほうの増加額が 3,479 万円ほどで、19 年度の地方特例交付金は 6,735 万円でございます。

ただ、前年の地方特例交付金と比較しますと、前年のほうは2億 9,900 万、約3億円ほどありますけれども、この 18 年のほうは減税補てん分が2億 7,800 万円入っての金額でございますので、そういったことから比較しますと、減っております。

以上でございます。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

神谷健康福祉部次長。

No.41 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、国保特会につきましてお答えをいたします。

平成 19 年度の1人当たりの保険税の調定額でございますが、9万 8,797 円でございます。

それから、1人当たりの一般会計からの繰入額でございますが、平成 19 年度2万 6,093 円でございます。

それから、議員が申されましたとおり、国の療養給付費負担金は医療費の 34%、それから税源移譲分で、県の財政調整交付金が6%交付されることと定められております。

実際には、一部若干の調整が加えられておりますが、ほぼ 34%、6%の金額が現在は交付されております。

以上です。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.43 ○13番(前山美恵子議員)

一般会計のほうにいきますが、三位一体改革については、かなり補償をされていない、豊明市が大分持ち出しをしないといけないということがわかったんですが、この年から定率減税が廃止されて、減税補てん債が廃止というか、上げなくてもいい。そのかわり、3年間に限って特別交付金をあげますよということで、その特別交付金が三千何百万ということですよ。

これは、国がくれるというだけ、国の数式でくれるということなので、もともと私は、6,000万円でも、これは数字的に合うかというか、定率減税は廃止をされたんですが、恒久減税はまだ続いておりますので、市が持ち出しをしているんです。

この点についてきっちりと、やはり国が3,400万で、これはどういうふうでこの3,400万になったかという理由なんかはきちっとくれたんでしょうか。

それから、市としては、これが本当に損をしたのか、もうかったということはまずあり得ないと思うんですけれども、かなり豊明市が持ち出しを、減税補てん債は今まで1億4,000万くらい計上していたわけですから、そのうちの3,000万しか補償されていないということになるものですから、かなり持ち出しをしたのではないかと思うんですが、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、国保税については、国庫負担金が大体34%、もともとは国は40%でしたのが34%で、国の調整交付金が一応9%くらいあって、県の調整交付金があるということなのですが、国の調整交付金がここになると問題になりますが、これは9%補償がちゃんとされているのでしょうか、この点についてお聞かせください。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.45 ○総務部長(山本末富君)

三位一体改革のもともとのお話からちょっとご説明いたしますと、まず交付税の削減が5兆円で、それに対して所得のほうは、税源移譲のほうは3兆円でございますので、もともと数字が一致しておりません。

ですから、地方が当然苦しくなるということがいえると思います。

それで、本市の19年の決算で、もう一度わかりやすくご説明いたしますと、税源移譲で個人住民税は7億6,000万円増額になっております。

ただ、7億6,000万のうち、純然たる税源移譲は5億と見込んでおります。あと、定率減税の廃止とか、制度の改正、あるいは景気の上昇によっての所得のアップ、そういったものを含んでの7億6,000万円。

一方、削減のほうは、2款の地方譲与税が、所得譲与税廃止に伴いまして4億8,000万円の減。それから、8款の地方特例交付金は2億3,000万円の減。それから、9款の地方交付税は、不交付団体となり、普通交付税が約9,000万円の減。これをトータルいたしますと、約8億円の減でございます。

これ以外にも、臨時財政対策債の減額が6,000万。先ほど議員も申されましたように、市民税と減税補てん債の廃止、こちらのほうは、18年度の決算で1億550万円でございますけれども、この1億円もなくなったということでもありますので、入ってくるほうと出ていくほうを比較いたしますと、当然入ってくるほうが少ないという結果になります。

以上で終わります。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

神谷健康福祉部次長。

No.47 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

国保特別会計の国の財政調整交付金についてお答えをいたします。

国からまいりました財政調整交付金の計算式を見ますと、ずばり9%という形には出ていないところがございますが、市が納めます介護納付金と、それから保険税の中の介護分、そういったものを差し引いたもののほぼ9%ということで、実績的にはほぼ近い数字がきております。

以上です。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、認定議案の質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま質疑を終えました認定議案9件を審議するため、豊明市議会委員会条例第6条の規定により、定員10名による決算特別委員会を設置し、認定議案9件を付託いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、定員 10 名による決算特別委員会を設置し、認定議案9 件を付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき、お手元に配付いたしました決算特別委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました選任表のとおり指名することに決しました。

ただいまより、決算特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時16分再開

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に決算特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には安井 明議員、副委員長には石川清康議員が互選されました。

また、委員会の運営についても協議されていますので、その結果を委員長より報告を願います。

安井 明決算特別委員長。

No.54 ○決算特別委員長(安井 明議員)

それでは、議長よりご指名がありましたので、決算特別委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

ただいま議長より報告されましたとおり、決算特別委員会の委員長には、私、安井 明が、また、副委員長には石川清康議員が互選されましたので、各委員のご協力のもと、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、特別委員会の運営であります。お手元に配付されております委員会日程表のとおり、9月18日と9月19日の2日間にわたり開催し、18日に一般会計の説明及び質疑を行い、19日に特別会計の説明及び質疑を行った後、討論は一括して行い、また採決は各認定議案ごとに行うということで、従前の例に従い進めることになりましたので、ご承知をお願いします。

以上で報告を終わります。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

正副委員長さんには、ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

日程2、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第50号から議案第62号までの13議案を一括議題といたします。

初めに、議案第50号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第50号の質疑を終わります。

続いて、議案第51号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第51号の質疑を終わります。

続いて、議案第52号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第52号の質疑を終わります。

続いて、議案第 53 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 53 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 54 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 54 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 55 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 55 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 56 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。
榊原杏子議員

No.62 ○14番(榊原杏子議員)

農村集落家庭排水施設の条例改正についてお伺いをいたします。
値上げということですが、まず、現在の使用料について、これは下水のほうと違いまして、完全従量制という体系になっているんですけども、まず現在の使用料がこういうふうになっている理由についてお聞かせいただきたい。
それから、いただいた資料によると、これも後の下水のほうと関連してなんですけれども、下水と同じように、資本費の 25% を使用料に転嫁するというふうに計算をしていくと、計のところを見ますと 119.2 円、120 円に近い額になるのを 110 円にしてある、この理由についてお聞かせいただきたいと思えます。
それから、それも含めて、下水と同じ料金体系にそろえてあるわけですが、今回こういうふうに料金体系を変えた理由、それから下水と合わせることによって、何がしかのメリットがあるのかなんかという点。
それから、この体制にしますと、現料金体制と比べて、基本料までに入っている使用料

の少ない方について、資料の裏のほうで見てもそうなんですけれども、大幅に増えてまいります。少なくとも基本料は払わなければならないということで、4倍以上ということも想定されるわけです。

このあたりの使用水量の方というのは非常に少ないとは思いますが、こういった実態、どの程度いらっしゃるか、どういうケースなのかということをつかんでいらっしゃいましたら、お知らせいただきたいと思っております。

それから、あと値上げされた場合の負担額、増収額、市民の負担額になるわけですが、これについては幾らであるか、7月から翌3月までの9カ月間の金額と、それからその後の1年単位での、1年で幾らということ想定されているのか、お答えいただきたいと思っております。お願いします。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.64 ○経済建設部次長(三治金行君)

まず、1点目の現在の料金のいきさつと申しますか、そういう話がございまして、当時は農村集落ということで、他市の考え、農村集落をしている地域の使用料に対して、他地区の例を見習って設定させていただいております。

それから、2つ目の25%の119円について、なぜ110円かというご質問というふうに思います。

これにつきましては、公共下水道の一体的な整備、豊明市の一体的な中の整理といたしまして、110円とさせていただいております。

それから3点目には、公共下水道と同じ体系にした理由ということでございます。

これにつきましては、豊明市の中には、公共下水道と農集排があるわけでございまして、施設の内容、それから受ける恩恵、サービスは、ほぼ同じということでございまして、豊明市を一体的な料金体系にさせていただくというような理由でございまして。

それから、量の少ない方のご質問かというふうに思っております。

このような方につきましては、ひとり暮らしの方、単身赴任の方等で利用される方が、この量に入ってくるというふうに思われます。

公共下水道のほうも同じでございまして、基本料金と、それから超過料金というふうに今回させていただいて、市の中を統一した使用料体系にさせていただくということの中で進めているところでございます。

それから、値上げの中の、7月から値上がるという中での料金、それから1年間はどれくらいかということのご質問かというふうに思っています。

まず、試算をさせていただきますと、現在、1年間に約1,200万円程度の試算をさせてい

ただいております。それに基づきまして、7月からということでございますので、3カ月減るという考え方でございまして、800万から900万くらいの値上げの増収ということに考えております。

少ない方はどれくらいかというご質問でございますけれども、現在の調定件数から察していただきますと、約180世帯程度というふうに考えております。

以上です。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.66 ○14番(榊原杏子議員)

今の料金体系は、他市を参考にということでしたけれども、今現在、では、他市の農村下水については、今の豊明市と同じような料金体系のところもあれば、下水と同じような、今回の改正案のようなところもあると思うんですけれども、当時は他市の例を見た、今回は下水と一体的な整備ということなんですけれども、そういうふうに考えを変えたというか、下水と一体のものだということにした、その考え方の変化についてお聞きをしたいんですが、なぜその変化があったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、下水と同じ料金体系にするのは、受けるサービスが同じなのでということでしたけれども、その負担の割合等も少々違いますが、体系は同じにする。ただ、料金の細かい点をいじることも可能だったかと思うんです。

量の少ない人に関しては、大幅に上がってしまう。それについても、よその例を見ますと、基本料制にするにしても、基本料は基本料であるけれども、20までのその従量部分も課している。そうすると、基本料が抑えられる。そういったやり方をしているところもあります。

ひとり暮らしですとか、そういう使用料の少ないところに大幅に影響が出ないように、そういった工夫もできたかと思うんですけれども、そういった検討については、どういう状況だったのか、お知らせいただきたい。

それから、下水と全く同じですので、同じにすると、システム改修とか、そういった面では何かメリットが生ずるのか、あるいは少し違ってしまうと、逆に大きな費用がかかってしまうのかということについてお聞かせください。

以上です。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.68 ○経済建設部次長(三冶金行君)

まず、料金体系についてでございますけれども、市全体の中の普及といいますか、使える率につきましては、約70%を超えておりました、公共下水も、農村下水も、ほぼ市域全体では普及率が市の中で多くなってきたということの中で、サービス上も一緒ですので、同一の単価、同一の体系というようにさせていただいたということでございます。

それから、負担金の細かなというお話でございますけれども、こちらのほうにつきましても、他市の農村下水の状況を見ましても、公共下水と同じやり方をしているところが増えてきております。

豊明市も全体的に、先ほど申しました普及率ということも踏まえまして、同じ体系ということの中でさせていただいております。

それから、システムのことでございますけれども、こちらについては、システム改築、構築、テスト等につきましては、同じ企業団の中の使用料金体系でございますが、使用料体系の構築を変えるということでもありますので、内容的には、公共下水、それから農集排を合わせてやることについてのメリットという考え方については、同じ内容ですので、メリットがある、ないというよりも、進め方の中の一つでありますので、そちらのほうについては、同じレベルの中で管理ができるような形の中で進めさせていただいているということでございます。

以上です。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(答弁漏れの声あり)

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.71 ○経済建設部次長(三冶金行君)

すみません。

工夫したかというようなお話でございますけれども、これにつきましても、公共下水に合わせた形で考えておりますので、同一の並びということの進め方でさせていただきました。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.73 ○15番(山盛左千江議員)

いただきました資料の中に、資本費については、国が50%料金に反映させるようにというふうに言いました。もし、50%料金に反映させると、値上げの額、使用料単価ですけれども、119.2円ではなく123円になるというような説明があったと思いますけれども、そうしますと、公共下水と数字的に合わなくなりますが、その点について説明をいただきたいと思えます。

それから、今度、井戸水の問題なんですけれども、井戸水を使用している方については、下水に流した場合の料金は、どのように改定されるのでしょうか、お願いします。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.75 ○経済建設部次長(三冶金行君)

先ほどお話の1点目の公共負担というような話だと思います。

まず、使用料につきましては、資本費と維持管理費を充てるということで、基本的には進めております。

その中の資本費につきましては、国から示されているのが50%、それで今、受益者が50%ですよというようなことの中で、今回、急激な転嫁ということで、受益者負担の方に25%お願いをするというような改定をさせていただきました。

その中で行いますと、最初に申しました、受益者負担が50%ということになりますと、平均使用料123円、その後25%にさせていただきますと、ここにお示しました119円、これが110円というふうに、公共下水と同じ使用料単価にさせていただくということのご提案をさせていただいております。

この123円と、公共下水の130円の違いのご質問かというふうに思いますが、これにつきましては、現在は110円の上程案をさせていただいておりますので、その公共負担の目標値であります、50%以内でお願いをさせていただいているというようなことでございます。

それから、井戸水につきましては、今回、条例の施行規則のほうに、1世帯1人何立米というふうな形で改正をさせていただき、それに対して使用料の料金を賦課して、幾らというふうな形に改正をさせていただく内容を持っております。

以上です。

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.77 ○15番(山盛左千江議員)

下水料の、井戸水を下水道に流した場合、施行規則でということですが、金額についてご説明をいただきましたかったので、お願いします。

それから、農村下水のほうは、現在、25%料金に反映させると、110円ではなく、本当は約120円かかっているけれども、安くする。

それで、今後、公共下水道のほうを、50%資本費を料金に反映させると130円になる。それに合わせてしまうと、農村排水のほうは、資本費を50%にしても本当は123円にしかないのに、130円まで値上げするということが起こってしまうんですけれども、こういうことについて、対象者の人たちの反応とか、また影響とかはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

それから、地方自治法の第228条においては、使用料とか手数料については、条例でこれを定めなければならないというふうになっているのですけれども、施行規則の改正で対応されるということに疑問を感じます。

これまでそうなってしまっていたならば、それは仕方がないんですけれども、条例改正されるときに、一緒にきちっと整備されるべきだったと思うんですけれども、それをされないで、別の施行規則の中で対応されるというのは、何か特別な事情があったのでしょうか、お願いいたします。

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.79 ○経済建設部次長(三治金行君)

今後の改正についてのご質問かというふうに思っております。

今後の改正につきましては、次の段階といいますか、現在は110円のお願いをさせていただいておりますので、次の改正時期の段階において、皆様のご意見をいただきながら、審議の中で進めさせていただくというように考えております。

それから、井戸水の金額についてということでございますけれども、これにつきましては、先ほど申しましたように、施行規則のほうで1世帯何立米使うということで、現在、改正をする予定でございます。

その中で、井戸水の1世帯1人何立米という規則の中の、条例規則の中に「1人1カ月5.79立米とみなす」という条文がございます。これを今回、見直しをさせていただくというような内容のもとで進めているところでございます。

金額につきましては、この1人1カ月当たりの立米に対しまして、今回、改正をさせていた

だきます使用料金の額に当てはめさせていただきます。

例えば、1人でありますと、今回、基本料金と超過料金というふうに変更をさせていただきますので、基本料金の範囲内であれば、基本料金の額というふうになります。

以上です。

(答弁漏れの声あり)

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.81 ○経済建設部次長(三冶金行君)

先ほどちょっとお話を申しましたけれども、施行規則の中において、1人何立米というふうに制定をされておりますので、規則のほうで対応できるというふうに思っております。

以上です。

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.83 ○15番(山盛左千江議員)

井戸の場合、どのくらい使用したらどのくらい上がるのかという料金表のようなものはおつくりじゃないですか。ありましたら、私たちが既に資料としていただいている、公共下水や農村排水の使用料のようにご説明をいただきたいので、お願いいたします。

それから、規則で対応できるという判断は、どうしてできると判断されたんですか。

自治法には、条例でこれを定めなければならないというふうにされていて、井戸も料金、使用料ではないんですか。これは、使用料じゃなくてほかのものなんですか。使用料だとすれば、漏れなく条例で定めなければならないのじゃないんですか。そういう特例というか、そういったものはどこかに書いてあるんですか。

そういった認められるような、何か法的な根拠があるならば、きちっと説明していただきたいし、そうじゃないのであれば、条例に定めるように修正を求めます。

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.85 ○経済建設部次長(三冶金行君)

まず、井戸水の使用をどれくらいの例ができるかというようなご質問かと思えます。

例えば、1人であれば、現在6立米ということを施行規則では考えておりますけれども、それに対する1人でありますので、基本料金の1カ月の額になります。

例えば、2人の世帯で井戸水を使っておれば、6立米掛ける2でありますので12立米ということで、基本料金が10立米で、超過料金が2立米というような形の試算になります。

それから、先ほどの条例の話につきましては、勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.87 ○14番(榊原杏子議員)

先ほどお聞きした、下水と全く同じ料金にすることについてのメリットということで、ちょっと答弁がわかりにくかったので、再度説明いただきたいんですけども、私がお聞きしたいのは、料金が少しでも違ってくる、あるいは区切りのところが違ってくると、後々ということにもなるかもしれないですけども、もし仮に、違う料金体系を2つ持つということになると、コスト的に余計にかかるものがある、それが両方同じですと節約ができるというような、システム改修上のメリットがありますか、ないですかということをお聞きしたので、それについてお答えをいただきたい。

井戸水の、勉強させていただきますということではなくて、これは条例に規定しなければならないんじゃないですか。もうこの条例改正に際して、そういうことを言っているわけですので、それ以前にこれは検討されるべきだったということをおもうんです。

おっしゃりたいことは、量を規定している、これは料金を規定していないというふうにおっしゃるんでしょうけれども、この料金を決めるときに、必ずその根拠になる1人当たりの水量ということを決めているのに、すなわち料金の根拠であるのに、これを規則にしている。規則にしていることが、それは本当に正しいことなのかどうかというのは、きちんと答弁をいただきたい。

いただけないのであれば、今回の条例改正に際して、そういったことが考えられていなかったというふうには判断せざるを得ないわけなんですけれども、いかがなんでしょうか。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.89 ○経済建設部次長(三冶金行君)

まず、メリットの話ですけれども、当然、システム構築等をやれば、考え方が2つの構築をすれば、費用もかさむということは当然の話でございます、1つの内容の構築であれば、安くなるということは当然かというふうに思っております。

それもメリットの一つでありますけれども、そういうことでなくて、市全体の中の施設の内容、それから、サービスが一緒ですので同じ体系にするということ、そちらのほうにさせていただくということの中で進めさせていただいております。

それから、条例等につきましては、勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 56 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 57 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 57 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 58 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.93 ○14番(榊原杏子議員)

下水道の値上げについてお伺いをしていきますけれども、まず、料金を改定する理由について、改めてですけれども、まずご説明をいただきたい。

それから、110 円というふうにした根拠についてお伺いをしたいんですけれども、いただいた資料にも書いてあります。国が 50%と言ってきた、その資本費の 50%のうち、25%を課して、この 110 円というものが出たという説明はいただいておりますけれども、そもそも国のほうが、これまでは維持管理費について課していればよいという判断だったのが、資本費についても半分は課しなさいというふうの方針を変えてきたという説明を何回か受けております。

その国の方が言っている、まず、その方針について示されたのがいつかということ。

それから、50%は課せと、50%は公共負担であるという、国の言っているその根拠、50%というのは何なのかということについて、お知らせいただきたいと思います。

それから、50%を課したとき、先ほどは次の段階ということでしたけれども、それについても計算をされている、説明もされていますので、その場合の単価が130円ということになりますけれども、その場合に、一般会計からの繰り入れ、赤字補てん分の繰り入れについては、どのくらい減少するのかということ。

あと、先ほどと同じですけれども、9カ月間の値上げによる市民負担額と、その後1年間ということをお想定すると、幾らぐらい増収になるのかということをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.95 ○経済建設部次長(三治金行君)

まず、1点目の改定の理由でございますけれども、こちらのほうは、公共下水道を昭和63年から本格的に始めているところでございまして、面整備に力を入れてまいりました。

今回、一定の公共下水道区域を終えましたので、世代間の負担の公平を図るということもありまして、資本費の導入をさせていただくということが大きな理由でございます。

それから、110円ということの中の資本費の考え、根拠ですね。これにつきましては、農集排もお話しさせていただきましたけれども、110円の根拠、使用料につきましては、資本費と維持管理費で充てております。

その中の資本費につきましては、国の示しております50%を公費負担、それから50%を受益者負担というふうにさせていただいております。そのうちの25%とすることの中で、110円というような平均的使用料を算定させていただき、お願いをさせていただいているところでございます。

その50%というのは、いつごろからというようなお話でございますが、18年度に総務省のほうから、地方財政の見直しが行われまして、下水道の繰出金につきましては、実態に合った考えを導入するというので、18年度よりこういう形のものが導入をされております。

そういう中の豊明市におきましては、人口的密度等で整理をさせていただきますと、5割相当分ということになりますので、50%の公共負担というふうにさせていただいております。

それから、130円になると、一般会計の繰り入れは減少するのかということでございますが、試算的には、現在110円ということのお示しをさせていただいている部分でございますが、130円については、まだ試算はさせていただいておりません。

それから、1年間の収入とか、7月からの値上げということの中で、どれくらい増収するのかというようなお話でございます。

まずは、1年間の試算ですけれども、1億3,000万円前後というような形の試算をさせていただいております。これにおきまして、当然7月からの値上がりをお願いさせていただく分でありますので、収入といたしましては、3カ月分少ない増収額になると思われま

す。ちょっと計算はさせていただいておりませんが、通常でいきますと、1年間の3割減になる、少なくなるという増収になるというふうに思っております。

以上です。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.97 ○14番(榊原杏子議員)

国のほうが総務省の見直しによって示された。その50%、人口区分で50%のところにくということですが、だから、その50%には何が入っているのか。国の基準による50%というのは、国が何でその資本費の50%を見なさいというふうに言っているのか、その国のほうの言い分とってはいいけませんけれども、そう言っている根拠についてお聞かせをいただきましたかと思いますが、お願いします。

それから、50%まで値上げした段階のことは、まだお話にならないということですが、急激だからということで25%。では、何で50のうちの半分の25なんですかという、その根拠についてお聞かせをいただきたい。

それから、使用料の今の体系、県内で2番目に安いということは盛んに言われますけれども、量によって多少順位の変動がありまして、少ない量、2カ月20トンまでの間で、豊明市は県内で4位になる。40くらいですと3位になる。60くらいですと一番安いというような現体系があるわけですが、それぞれその区分がありますよね。

その次は100まで、その次200まで、1,000まで、1,000からということも含めて、それぞれ値上げをこの料金でした場合には、県内順位というのは、どの辺に位置してくることになるのか。それぞれについて資料があると思いますので、お答えをいただきたいと思

います。それから、現在たくさん使えば高くなるという累進制になっているわけですが、現在の累進度合いといいますか、上がっていくカーブについては、よその市町と比べると多少違いもあるわけなんですけれども、現在の基本料の割合。

それから、そこから上に上がっていくにつれて累進的になっていく、その度合いについての根拠、それを決めたときの根拠というのは、どういったものだったのかということ。

それから、改正案につきましては、現在の累進のカーブに、それぞれ10%ずつ上乗せを

した形で作られているわけですので、その 10%ずつ上乗せというふうに決めた理由について、お聞かせをいただきたい。

それから、低いほうの水量、基本量も大分上げていますので、低収入の方たちへの影響ということも、当然考えられると思うんですけども、こういった何か配慮ということは検討されたのか。料金体制を決める上で、どういうふうにその負担のかけ方というか、を考えられたのかについて、その累進の幅について、お聞かせをいただきたいと思います。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.99 ○経済建設部次長(三冶金行君)

まず、50%の根拠というなお話でございました。

これは、もともと使用料の考え方は、7割が雨水、汚水が3割というような根拠が、ずっと続けられてきました。

これが実態に合わないということの中の総務省のほうの改革でございまして、分流式下水道につきましては、雨水は1割ということ。で、汚水の割合につきましては、人口割、密度割でやるのが望ましいということの中の考え方の違いで進めてきております。

それから、50%、25%というようなことでございますけれども、これにつきましては、市の考え方の中のを示したものでございまして、急激な転嫁ということの中の社会状況の中の判断でさせていただきます。

それから、安いのはどのくらいの位置かというようなお話でございます。2カ月の中のランキングで見させていただきますと、今回、110円というところの位置づけにつきましては、基本料金につきましては、市の中でも上位の上のほうに位置づけさせていただいております。

これを参考にするとところの中で近隣の市町、特に中部水道企業団には、水道、下水を同じ徴収、同じ内容で進めさせていただいておりますので、特にこちらのほうも参考にさせていただいて、使用料の算定をさせていただいております。

でありますので、110円よりも高い位置にあります、まあ基本料金 20 立米以下でございますけれども、三好、長久手については、これよりも上位であります。

東郷町につきましては、少し下のランクで、ほぼこのクラスの中間に、豊明市が 110円ということの算定をさせていただいております。

それから、40立米についても、徐々に変わってきますけれども、同じような内容でございます。

60立米につきましても、上位につきましても、私どもは 40 から 60 くらいにつきましても、ほぼ真ん中辺の位置づけ、愛知県の中に入ってきてまして、近隣市町においても、豊明市よ

りも上位にいるところもありますし、下位にいるところもあるというような状況の中で進ませていただいております。

それから、100立米、200立米につきましても、ほぼ愛知県の中の間くらいの位置づけでございます。

1,000立米以上につきましても、ほぼ中間ということでございまして、こちらのほうの100立米、200立米、1,000立米等につきましても、近隣市町のほぼ真ん中辺の位置づけになっているところでございます。

それから、累進の話の中で、どういうカーブかというようなお話をさせていただいております。

こちらにつきましては、基本料金と超過料金がございまして、基本料金と超過料金とともに、まずは一定の額の上げ幅をさせていただいたと。これに基づいて超過料金につきましては、排出するように応じた形で上げ幅を段階的に上げさせていただいたということでございまして、基本料金につきましては、24%を上げさせていただいております。

超過料金につきましては、排出量に応じて上げ幅を段階的に上げるということの中の、それ以降、10%を段階ごとに上げさせていただいております。

それから、低収入の方への配慮というようなことのご質問でございました。

豊明市の場合、住居の地域、住居の世帯が多いということで、累進制を加味する中では、工業系、企業系の多いところについては、累進の中で大幅に収入が見込めますけれども、豊明市の場合、住居系ということもありまして、そういう中の累進をさせていただいておりますけれども、平均使用料の中で計算をさせていただくと、一定の額を上げさせていただいたというのが、基本的な考え方でございます。

以上です。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.101 ○14番(榊原杏子議員)

なぜ、25%ということについては、急激な変化がいけないからということで、50まで上げると急だから、25というのはわかるんですけども、50でない、50より下に設定するというので、10でも20でも30でも、いろいろあるわけですけども、その中で25、半分というふうにしたところに理由があれば、お聞かせをいただきたいんですよ。なぜ、25なのかということですね。

そう難しいことを聞いておりませんので、お願いします。

それから、県内の順位については、今言われた中で、中水の中で真ん中辺とか、中間くらいとか、今の料金体系について、市民への説明会で配った資料についても、20の場合

は4位ですよと、40の場合は3位ですよというようなことが、県内の順位というのは、きちっと示してあるわけですね。

中間くらいではなくて、実際にその水量だと何位になるのかというのは、お持ちじゃないんですかね。試算してないんですかね。

していると思うんですけれども、県内の市の中で何位になるかというのは、あえて言われないのかなと思うんですけれども、もし言えるようであれば、お知らせいただきたい。

それから、累進の一定の上げ幅プラス段階的に10%ずつということはわかっているんですけれども、そもそも今の累進度合い、累進体系になっている、その根拠、それを決めたときの根拠というのがわかれば、お聞かせいただきたい。

というのは、基本料までのところ、それからその次のところの超過料金があって、そこから次の上げ幅は9円、その次は5円、その次は5円、その次は25円というふうに、結構ばらばら、今の体系がきれいなカーブになってこないものですから、それをベースに、それに一定の幅を掛けて、しかも10%ずつ足してというか、計算上足して、というふうにしても、もと、がたがたのものに上乘せすると、がたがたのままなわけなんですよ。

その累進の幅というのは、すなわちそういう低所得者への配慮とか、先ほどおっしゃいましたけれども、企業へたくさん課すですとか、そういうことの政策的な決定になるものですから、それをお聞きしたいんですよ。

現在の体系の根拠があって、それに上乘せをしているということでしたら、それを説明していただきたいということです。

低所得者への配慮というものにつきましては、基本料でもう24%上げてしまうというのは、だれでもそれだけ上がってしまうということになるわけですよ。

今の料金体系で比べても、一番少ないところで見ると、名古屋市のほうが安いんです。ただ一番多いところになると、例えば名古屋市ではすごく高くなっていく。つまり急激なカーブがつけてある。

そういったものと比較して、豊明市の場合は、そういう累進度合いを、どういうふうを考えて24プラス10、10、10、10というふうに決められたのか。そのカーブの決め方についてお聞きをしたいんです。

わかりますか。お願いします。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.103 ○経済建設部次長(三治金行君)

まず、1点目の順位ですかね。これにつきましては、20立米以下の下水料金につきましては、ダブっているところがありますので、28のところの位置づけをさせていただいており

ます。

それから、60立米ころにつきましては、20から21、21くらいの範囲の中のところに入っております。

それから、100立米につきましては、18くらいの位置づけです。

これは、その数字を入れておりますので、その前後ということで、大きな違いはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、200立米につきましては17位前後、それから1,000立米くらいにつきましては、15位前後というような形になっております。

それから、累進の考え方でございますけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、市町によっては工業系、企業系の多いところというような形のものの平均使用料を、皆さんの使用料の中に反映させていただくということでございますので、豊明市の場合は、全体の中の話でいきますと、ある程度一定の基本料金を上げさせていただいて、そこからよく使われる方、たくさん使われる方については、累進に基づいてたくさん払っていただくというような形でございます。

カーブにつきましては、各市町、先ほど申しましたように近隣市町の中の位置づけの中でさせていただいておりますので、ちょっとグラフ的にはつくってございません。

それから、使用料体系はどうだという話がございます。これは当初つくられたときについては、その当時の関係市町の形を見習いながら、使用料体系をつくらせていただいたというふうに思われますけれども、その基本的な話が現在まで来ておまして、それが一定程度成熟というのですか、進められている中で、今回、ある一定の額を皆さん方に使用料でお願いをさせていただくということの中で、均等的な割合の中の累進の上げ幅にさせていただいております。

以上です。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.105 ○経済建設部次長(三冶金行君)

25%の根拠ということでございますけれども、これにつきましては、社会状況の中で使用料の額の確定をさせていただいた中の、市の考え方でございます。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.107 ○15番(山盛左千江議員)

下水道会計の健全化というような視点でお伺いいたします。

下水道料金については、平成5年に料金改定をされた後、消費税の関係で2回ほど微増いたしましたけれども、それ以来でも料金の改定がございませんでした。

これまで見直してこなかったというか、今回、この時期に値上げを決定された、その理由についてお伺いいたします。

それから、平成18年度の末に第5次行政改革、それから下水道財政の健全化というような計画がつけられております。

その中身を見ますと、平成20年度から使用料の値上げが計画されておりました。18年度末から今議会までの間に計画では上がっていたわけですがけれども、それに合わせてどのような検討をされてきたのか。その内容についてご説明をいただきたいと思います。

それから、下水道財政の現状と値上げについてということで、市内中学校区をもとに地域懇談会が開かれました。これは初めての試みで、多くの市民も参加しましたし、…。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

山盛議員に申し上げます。

No.109 ○15番(山盛左千江議員)

もうちょっと待っていてください。

その中で、…。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

ただいまの発言は質疑の範囲を超えておりますので、ご注意ください。

No.111 ○15番(山盛左千江議員)

だから、まだこれから本題に入りますので。

その中で、市長が値上げのことについて、市民からいろいろたくさん質問が出てまいりました。コスト縮減についてはどのような努力をするのかと。値上げは値上げで、この金額でいいとしても、じゃどんな努力をするのかということで、たくさん質問があったと思います。

それで、その質問に対して市長が企業団の検針委託費とか流域下水道の汚水処理負担金、あるいは下水道の今後のメンテナンス、そういったことの経費についても検討して、無駄の削除には努力するというふうな答弁がありました。

それで、財政健全化の計画についてお伺いするんですけれども、まず下水道の値上げの根拠となった財政健全化計画、国に計画を出して、それが認められれば借換償還ができるという、下水道がつけられた財政健全化計画の中で、コスト縮減額として幾ら上げられ

たのか、お願いいたします。

それから、その中で下水道の値上げ分として幾ら上げられたのか。1年ごと、あるいは23年までの合計で幾らなのか。それぞれにお答えをいただきたいと思います。

それから、地域懇談会の中で賦課漏れのこと、それから未接続のことについても、いろいろ質問が出てまいりました。

それで、下水道の値上げをするに当たっては、公平な徴収というのも当然必要になってくるわけですが、実は井戸水を使用していて、下水道に流していた業者があったと。

それで、それが新たに見つかった。遡及できるのは5年間ですので、その5年間の遡及がされて、納付された金額は164万円だというふうに、聞いたところ伺いました。

この額については、6月に徴収されているんですけども、7月、8月の全員協議会の議会の報告にはありませんでしたが、これも含めて賦課漏れ、あるいは未接続の対応について、今後どのようにしていけるのか、お願いいたします。

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.113 ○経済建設部次長(三治金行君)

まず、料金の改定でございますけれども、これは先ほどもお話をさせていただきましたように、公共下水道の整備につきましては、63年からやっております、面整備に力を入れてやってきました。

そういう中で、一定の整備が終わりましたので、使用料を導入させていただきたいということのお願い事をさせていただいております。

それから、健全化に向けてどういうことをしてきたかということでございますけれども、これは既に19年度のほうから始まっております、歳出の抑制等につきましては人件費の抑制、それから公的資金の免除によります高金利の借り入れ、それから歳入にいたしましては、接続率を向上するための働き等をやってまいっている次第でございます。

それから、健全化計画というお話でございますが、健全化計画につきましては、19年度に地方財政の対策におきまして、人員経費等の削減等、こういう中で経営計画を行う地方公共団体につきましては、3カ年に向けまして公的資金の繰上免除等を行うということの中で、高金利の地方債の公費負担を軽減することということの中で進めてきております。

繰上償還、この健全化計画の中に、繰上の償還と借り入れに係る起債の保証金、この額を上回る改善策が一つの内容でございます、それを上回るものについて整備をさせていただいて、繰上償還のために健全化計画を策定してきているところでございます。

その中の内容でございますが、まず大きくなるものが人件費の削減ということでございまして、計画におきましては、平成20年度も10名という、それから21年度には9名というよ

うな形で、23年まで続いているんですけども、今回、この4月におきましても、機構改革の中で、下水道係につきましては8人というような対応で、現在はさせていただいております。随時進めているところでございます。

それから、使用料の確保につきましては、先ほど申しましたように健全化計画の保証額以上のものを算定し、それに加わるものについて健全化計画を作成しております。

こういう中で、この試算上の中では、平成20年については約5億円ということの中で、試算をさせていただいているところでございます。

それから、賦課漏れにつきましては、先ほど1件お話がございましたけれども、新たに見つかったというのですか、指摘があったところについて整理をさせていただいて、遡及請求の分だけの整理をさせていただいております。

それから、今後につきましても、賦課漏れにつきましては、職員一同で努力させていただく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

No.114 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

No.115 ○15番(山盛左千江議員)

答弁漏れです。

No.116 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.117 ○経済建設部次長(三治金行君)

健全化計画の中に基つきまして、約4億円の改善額ということになっております。

以上です。

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

No.119 ○15番(山盛左千江議員)

答弁漏れです。

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.121 ○経済建設部次長(三冶金行君)

健全化計画の中に基づきます使用料の額ということで、ちょっと答弁漏れさせていただきました。

これにつきましては、20年度が102.3円、それから21年、22年、23年につきましても、101円台の使用料金ということで進めさせていただいております。

以上です。

No.122 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.123 ○15番(山盛左千江議員)

第5次行革と下水道の健全化ということで、18年度末に計画を立てられたけれども、今までどんな努力をしたかということについて答弁がございませんでしたので、これについてお願いいたします。

それから、地域懇談会の中で市長が企業団等々の努力についての意思表示をされましたけれども、これが18年度末にこういった計画がありながら、これから検討するのでは遅過ぎるのではないかというふうに指摘させていただきました。

この件については、今後どのようにしていかれるのか。いつをめぐりに、幾らくらいの削減額を決定して、市民あるいは議会のほうに報告なさるのか。これは今後の値上げにも十分関係してまいりますので、その点についてもご答弁をいただきたいと思います。

それから、今ちょっとわかりにくかったので、再確認の意味を込めて質問いたしますけれども、繰上償還をするための条件として上げられたものは、保証金免除をされるその保証金を上回る額が改善額として提示できれば、とりあえずペナルティーは発生しないということなんでしょうね。

で、そのときの保証金とは幾らなのか、お示しいただきたいと思います。

それに対して、本市は4億円の改善額を提示していると、そういう予定であるというふうに理解してよろしいでしょうか。確認です。

それから、もしその保証金を上回るような改善ができなかった場合というのは、本当は20年度から値上げをする計画でありますので、21年の7月からということになると、相当遅れます。

この影響が出てくると、ペナルティーが発生するのではないかということをお心配しますので、保証金免除をする、そのまましてもらうためには、最低どれだけの改善額を提示しなければならないのか。その点についてご説明をいただきたいと思います。

それと、下水道の地域懇談会の中で、財政の健全化に向けてということで、維持管理費の削減、人件費の抑制、それから利息ももちろんありますが、繰上償還もありますし、接続率の向上、そういったことが上げられています、それぞれについて数字を持っておられると思いますので、その目標額をご提示いただきたいと思います。

接続率については、節水型の社会になったり、少子化や人口減少もあるので、接続率が上がっても、収入増加につながらないかもしれないというような説明もありました。収入の部分について、それをどのくらい、どういうふうにとらえていらっしゃるのか。その点についてもご説明をいただきたいと思います。

あと、先ほどの料金の累進制のことですけれども、今ある条例の累進制のつくられ方は、一段階、最初76円が87円になるときは9円上がります。この上げ幅は14.5%です。今度、87円が92円に上がる、5円上がるこの上げ幅は5.7%です。その次に、92円から97円、5円上がるこの累進は5.4%。で、最後に97円から122円に上がる25円の値上げについては25.8%ということで、先ほど榊原議員が言われたように、この累進のカーブのあり方がとても規則性に欠ける状況であります。

これに10%、20%、30%というふうに定割合を加えていっても、やっぱりでこぼこじゃないかと。それを近隣の市町の中で、まあ位置づけの中で行ったと、よくわからないんですけども、こういう数字でいいというふうにならざるを得ないのか。

この際なので、もっとほかに、さっき名古屋市の例も言いましたが、いろいろな上げ幅があるわけですから、単純に10、20、30というふうに、今あるおかしい累進のパーセンテージに、規則正しく乗せることにどんな意味があって、この料金に決められたのか。わかるように説明をしていただきたいと思います。

No.124 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.125 ○経済建設部次長(三治金行君)

まず、1点目の負担金についての今後の進め方ということでございますけれども、まず負担金につきましては、ご指摘のとおり使用料の徴収業務と、それから利益のほうの負担金ということでございまして、企業団のほうにつきましては現在、料金ということではありませぬけれども、徴収業務について関係市町とあわせまして、今現在打ち合わせというか、交渉というんですか、そういう話に進めている状況でございまして、これによりまして職員のほうも軽減をされ、今後職員減につながるような形になろうかというように思っております。

それから、流域下水道につきましては現在、境川の浄化センターでしているものでございまして、こちらにつきましては、3年ごとの負担金についての見直しを現在しております。

そういう中で、その見直しの中の内容についてのときに、内容について協議がございま

すので、そういう点の中で、維持管理費等について協議をさせていただいていくというふうになっております。

それから、健全化に向けてということでございますが、先ほどもちょっとお話しさせていただいたように人件費の抑制、当然 19 年度につきましては、1 人減になっております。職によって変わってきますので、内部の調整等で職員を配置をさせていただきますので、金額につきましては、適当ではありませんけれども、約 900 万程度の額が節減されるというふうに考えております。

それから、公的資金につきましても、19 年度から3カ年やっておりまして、総額で約9億円くらいの、6%以上の高金利についての借換債をさせていただくということでございまして、約2億円強くらいの利子についての節減がされるというふうに考えております。

それから、接続率の向上につきましても、毎年1%から 1.5%の範囲で接続が増えておりまして、これにつきましては、職員が現地に出向くこともありますし、はがき等の啓蒙活動をさせていただいているということでございます。

それから、ちょっとわかるところから、お話しさせていただきたいと思えます。

健全化計画の中の目標額についての、そこまでに到達しないとペナルティーというようなお話もございました。

これにつきましては現在、5年間の成果ということでございますので、それをどうということで、ちょっとお答えはできませんけれども、努力して近づけるというようなことの中で、その都度、判断をさせていただけるというふうに考えております。

それから、累進についてのカーブでございますけれども、これにつきましては、先ほどと同じ答弁になるかと思えますけれども、現在の現行でされている基本をベースに、一定の割合で上げさせていただいたということでございますけれども、その現行の料金体系がどうかということというふうに、ご質問だというふうにも思っております。

これにつきましては、現在の現行につきましても、一定の内容で進めさせていただいておりますので、それをベースということで考えておりますので、それがどういうふうにかどうかは、ちょっとなかなか判断はしにくいところでございますけれども、基本的に現在の中の形では、良好にしているということの中の基本ベースに、上乘せをさせていただいたということでございます。

上げ幅につきまして、いろいろ従前のことについては、値段が幾ら上がったというのは示させていただいておりますけれども、今回の改定の中では、超過料金につきましては、平均 12 円をベースに各段階ごとに上げさせていただいているところでございます。

接続率についてでございますけれども、昨今の社会事情の中で使う量が減ってくるよというようなお話かと思えます。

こちらにつきましても、現在の中では接続率の1人当たりの原単位というものがございまして、それに反映させていただく有収水量を、計算の中で進めさせていただいているところでございます。

今後の人件費、維持管理費等についての削減の内容のご質問だということでございます。これにつきましては、市全体の中の組織の中の人事の関係も踏まえまして、努力させていただくようにさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.127 ○経済建設部次長(三治金行君)

上げ幅の話でございますけれども、現在、使用料金体系の中の使用基本料、これも先ほどもお話しさせていただきましたけれども、24%の上げ幅にさせていただく。

その後、超過料金につきましてはの上げ幅につきましては、34%、44%、54%、64%というように、上げ幅を設定させていただいております。

単価の上げ幅になりますと、76円が102円でありまして、26%アップになっております。87円が125円で38%、92円が142円で50%アップ、97円の159円が62%というふうになっておりまして、各々段階別には12円の使用料の上げ幅になっているところでございます。

以上です。

No.128 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

No.129 ○15番(山盛左千江議員)

答弁漏れなんですけど、…。

No.130 ○議長(堀田勝司議員)

山盛議員、3回目の質疑に入ってください。

質疑があるのでしたら、挙手をしてください。

山盛左千江議員。

No.131 ○15番(山盛左千江議員)

下水の財政の健全化計画の中で、保証金免除をされる、それを上回らないといけないのですよね。その金額が幾らなのかということ。

それから、最低限認められる、最低限借りかえできるためには、どれだけの改善額かというのが、その保証金と一緒にだったらいいんですけども、その金額を提示していただき

たい。

それから現在、1年以上値上げが遅れてしまったので、保証金免除の財政健全化計画を出し直していらっしゃるというふうにお伺いをいたしました。

そこには、こういったような数字が示されているのでしょうか。使用料の改正の額については幾らとなっているのか。改善額の総額をお知らせいただきたいと思います。

いいですか、わかりましたか。保証金が幾らなのか、最低限改善しなければいけない金額は幾らなのか。出し直している修正の申請書の改善額は幾らなのかという数字が3つ。

それから、これも答弁漏れなんですけれども、18年度の末には値上げを、既に市としては方向で決定をしていながら、これからあれこれ検討します、協議しますというような答弁でした。余りにも遅過ぎませんかということです。

値上げについて、もっと計画的に進めるべきだったのですが、…。

No.132 ○議長(堀田勝司議員)

山盛議員、質疑に関係ありませんので。

No.133 ○15番(山盛左千江議員)

これまでの、18年度末から今までに、この値上げに関してどのような努力をしていらっしゃいましたか。他団体を含め、こういった協議をしていらっしゃったのか、その内容についてご説明をいただきたいと思います。

これからのことは伺いましたので、今までのことをお伺いしたいと思います。

それから、3年ごとに流域下水道の処理の負担金については、見直しを協議するという答弁でしたが、3年後というのはいつのことなんでしょうか。

何年にはこういった数字が出るのか、教えていただきたいと思います。

もう一つは、井戸水を使って下水道に流していた事業所の件ですけれども、これがどうして議会に報告がなかったんでしょうか。これから努力しますということではなくて、私はどうして報告がなかったのか、伏せてあったのか。

そのことについて、公平性に欠けることをしておきながら、説明責任を果たしていないということについて質問をいたしましたので、これについてもきちっとした答弁をいただきたいと思います。

No.134 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.135 ○経済建設部次長(三治金行君)

1点目の保証額ということでございますけれども、2億4,000万ということで今、資料を整えております。

それから、最低の改善額ということでございまして、当初とどうかということでございます。

当初につきましては4億円程度の額が定められておりまして、今回、改正ですか、遅れた分の話の中で、3億9,700万程度の額ということになっております。

それから、これからどういう努力をしていくかということのご質問というふうになっております。

努力目標の中では当然、接続率の増加、人件費の削減等がございます。これにつきましては、今後努力させていただく分でございます。特に人件費につきましては、幾らという形のものが、数字的にはお答えができない状況でございます。

それから、流域下水道の見直しの話ですけれども、これにつきましては、通常は先ほど申しましたように、3年ごとにやられているということでございまして、現在19年から21年の試算の中の維持管理費が示されております。

これで、計画的にまいりますと、22年から3カ年の中の負担金についての協議がなされるというふうになっております。

それから、井戸水のことにつきましては、未賦課については努力させていただいております。

以上です。

No.136 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.137 ○経済建設部長(山崎 力君)

井戸水の賦課のことにつきましては、議会に報告がしてなかったということで、これは意図的にしたことではございません。

一括で納付されましたので、報告を私がしなかったということで、大変これは申しわけありませんでした。

それから賦課漏れについては、今後とも今、下水道担当職員が一生懸命やっております。これは処理についてはやらさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、下水道の特別会計の経営については、行革の中でも言われているというような話でございますが、それについても人件費の削減だとか経費の削減、これはしてきました。もちろんこれからもやってまいります。

それから、地域懇のほうでいろんな話が出たけれどもどうだということでございますが、これは今後の問題でございまして、企業団との調整、あるいは流域の関連市町との関連も

ございます。

これは私どもだけの話ではなくて、関連市町も含めて努力をさせていただいて、経費削減等についてできる限りのことはしていくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

終わります。

No.138 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.139 ○経済建設部次長(三冶金行君)

先ほどの健全化計画の当初とそれから改善額の内容に、ちょっと追加させていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、4億というのが当初の計画でありまして、現在の改善策が3億9,000万ということでございます。

以上です。

No.140 ○議長(堀田勝司議員)

三治経済建設部次長。

No.141 ○経済建設部次長(三冶金行君)

努力してきたということの話の中で、18年度からということでございますけれども、これも先ほどからお話しをさせていただいていますように、使用の接続率の向上を図ったり、それから人件費の削減もさせていただいたということもお話しさせていただきましたけれども、そういう努力をさせていただいているところでございます。

以上です。

No.142 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.143 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第58号の質疑を終わります。

続いて、議案第59号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.144 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 59 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 60 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.145 ○15番(山盛左千江議員)

総務費の徴収、電算関係の委託料ですけれども、936 万 9,000 円、個人住民税の天引きを行うためのシステム改修の補正予算であります。この委託先はどこになるのでしょうか。
それから、契約の方法についてもご説明をいただきたいと思います。
それから、この天引きの条例が上がってきたときに、国保の天引きももう既に 19 年度で行われていますので、それよりも安価にできるという答弁があったと記憶しております。国保の天引きシステムの改修は、今回、決算でも出ておりますけれども、890 万でした。今回の予算計上額のほうが国保の決算額よりも高いわけですけれども、答弁とちょっと行き違いがあるように思いますので、この 936 万 9,000 円を上げられた根拠についてのご説明をいただきたいと思います。

No.146 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.147 ○総務部長(山本末富君)

電算関係の委託料の 936 万円強の増額でございますけれども、根拠となりますのは、業者からの予備見積もり、そういった関係の数値をつかんでおります。
それからまた、今後どのような契約ということでございますけれども、こちらのほうも、課税マスターといいますか、課税台帳のほうと、それから年金のほうから、社会保険庁からこちらのほうもデータが、今までは紙でありますけれども、今後は電子のデータのやりとりで翌年度以降、住民税のほうからも天引きでやっていくというようなシステムになっております。
そういった中で、最善の方法を今後、検討して詰めていく考えでございます。

No.148 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(答弁漏れですの声あり)

No.149 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.150 ○総務部長(山本末富君)

業者のほうは、まだ決まっておりませんが、恐らく現在の電算システムを利用するとなりますと、現在の電算関係の中心的な業者になるという公算を持っております。

以上で終わります。

No.151 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(答弁漏れですの声あり)

No.152 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.153 ○総務部長(山本末富君)

国保のほうとの差は、現在、細かい資料がございませんのであれですけれども、6月の段階では、恐らく国保のほうと似たような数字になるのではないかというふうに思って、そういうふうに発言したわけでございますけれども、実際、見積もり等が出てきた段階でこういった数字になったということでございます。

以上で終わります。

No.154 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.155 ○15番(山盛左千江議員)

まだ答弁漏れなんですけれども、契約の方法はどういうふうですかというふうにお伺いしましたので、入札なのか、随契なのか、随契の場合は何随契になるのかご説明いただきたいと思っております。

それから、その契約方法を選択される理由についてもお願いいたします。

それから、6月の段階で同じだろうと思っていただけれども、業者に予備見積もりをとったところ、この金額だったということなんですけれども、予備見積もりをとられた、今、電算は結構頑張っって専門職の方がいらして、値段なんかをしっかりと見ていらっしやると思うんですけ

れども、国保はもう既に済んでいるのに、それよりも高いということについて、十分協議をした上で補正予算に上げてくるべきだというふうに思うものですから、この930万余の金額について、どうしてこれになったのか、国保より高いのはどうしてなのか、もう少し説明をいただきたいと思います。これは確定に近いようなものなのか、お願いいたします。

それから、農林水産業費の山田の土地改良のことについてお伺いいたします。

土地改良負担金286万9,000円ですけれども、これについてまず確認をしていきたいので、もし私が今から申し上げることに誤りがあったときには、そのご指摘をいただきたいと思いますので、すみません、よく聞いていてください。

まず、砂防法の対象、…。

No.156 ○議長(堀田勝司議員)

山盛議員、議案に対する質疑ですので、十分に注意してください。

No.157 ○15番(山盛左千江議員)

もちろんそうです。

山田の土地改良の仕方については、砂防法の対象区域であったため、のり面を設けて、大雨が降ったら一たんは雨水をためるという設計がしてある。ですけれども、表面に雨水がたまっただけではいけないので、のり面の中に水がたまった部分はパイプで抜けるように設計がしてあった。

しかし、畝や低いところに水がたまっていると、それは数日経っても浸透していかない。すなわち、土に浸透性が悪い何か原因があったので、今回の暗渠の補正予算が出てきたということでしょうか。

それからもう一つ、設計の委託は、豊明市と設計業者との契約であり、その金額は787万5,000円である。それから土地改良工事の請負業者との契約は、土地改良共同施工、いわゆる土地改良組合との間で契約が交わされて、その金額が6,740万円余であった。ともに全額市が負担し、支出している。

次、表層に入れる作土を選んだのは、その組合の役員である。

次に、土地改良後、土の浸透性は悪かったけれども、NPO団体や体験農場の利用者が堆肥を入れたり、溝を掘ったり、いろいろ工夫されて、今はかなり改善されている。

この4点について、間違いがあったらご指摘いただきたいと思います。

それで、質問をいたします。

この土地改良事業は、田としてつくられたのか、畑としてつくられたのか、どちらの仕様で設計されましたか。

透水性が悪いのは、設計の問題か、あるいは工事の問題か、それとも土に原因があったのか、何だとお考えでしょうか。

それから、暗渠を入れるということですが、表層の土の透水性が悪いことが原因であるならば、暗渠を入れたとしても、その周辺は効果があると思いますけれども、少し離れたらその効果はかなり薄いと考えますが、その点についての見解をお聞かせください。

No.158 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.159 ○総務部長(山本末富君)

国保のほうと契約内容が若干違うというふうに理解しております。

それで、今回のこちらのほうの市民税のほうの電算関係の委託料のほうは、将来的には、社会保険庁のほうからデータをやりとりする、そういった中で年金から天引きができるようなシステムの構築という部分がございますので、その中にまたデータのやりとりをする協議会として、地方税電子化協議会というような組織もかむということであります。

現在、わかっている部分につきましていろいろ検討している中で、随契か入札かというご質問もございます。

現在の電算会社しかできない場合は、システム開発業者という関係での随契理由も成り立つかなと、あるいは別のところにも委託ができるような部分があったら、当然、入札のほうというふうに考えております。そういったようなことを思っております。

以上で答弁を終わります。

No.160 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.161 ○経済建設部長(山崎 力君)

山田の土地改良事業の負担金の286万9,000円ということでお尋ねをいただきました。

砂防法に基づいてパイプが敷設してあったのではないかというご質問と受け取りましたけれども、これはしてありません。今からこの補正が認められた場合は敷設するということでございます。

それから、もちろん共同施工でございますので、発注等については組合のほうで発注をしております。

それから、土のほうについても、同じく共同施工でございますので、組合のほうで確認をしていただいているということでございます。

それから、この土地改良はもちろん畑ということでございます。それで圃場整備をしたわけですが、砂防法の区域が一部含まれておりますので、そういった関係で畦畔、いわゆる

のりについて一部外に漏れないようにしたという形状の圃場でございます。
終わります。

No.162 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.163 ○経済建設部長(山崎 力君)

申しわけありません。

効果ということでございますが、それについては、一部個人において地権者の方が試験的にやっておみえになります。そういったもので効果が出ているということで、地権者等のほうから要望をいただいて、これに基づいて排水計画をしたものでございます。

No.164 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(答弁漏れですの声あり)

No.165 ○議長(堀田勝司議員)

わかりませんから、3回目の中に入れてください。

山盛左千江議員。

No.166 ○15番(山盛左千江議員)

透水性が悪いのは、設計に原因があったのか、工事なのか、土なのかをお伺いしましたので、お願いします。

それから、表層の水が流れるようにパイプが入れてあるというのは、下に入れてあるということじゃないんです。のり面がつくってあって、そののりにパイプがぼんとかう、突っ込んであるというか、たまった水がそのパイプの口からあふれ出るというか、上からではなくパイプの中を伝わって流れるように設計がしてあるんです。

ご存じなかったですか。その中ではなくて、のりのところにパイプが何本もこういうふうに入れてあって、表層の水が流れるようにしてあったということです。

というふうにしてあるにもかかわらず、透水性が悪くていつまでもじゅくじゅくしていたということは、設計に問題があったのか、工事に問題があったのか、土に問題があったのか、何だったと考えていらっしゃいますかということです。お願いします。

それから、契約の内容とか土の変更、それから工事の完了検査は市はどのように関与されたのでしょうか。

契約主は組合で、土を選んだのも役員さんなわけです。それで、1回土地改良の契約を

して、その後、契約変更がされているんですけども、その中で作土の単価、最初、その中に入れる作土は1トン当たり2,220円で設計してあったんですけども、その後、契約変更をされて939円、大変安いものに土が変更されました。その変更をしたのは、今、答弁のとおり、役員さんです。

というふうに、金額を安いものに変えて浸透性が悪いということになったのではないかと
思うものですから、そのことについてまず市はどういった関与をしていたのか、また土が安いもの
に変えられたことによってこういったことが起こったのではないかと、その点について
答弁をいただきたいと思います。

で、契約主が組合で、土を選んだのも組合なのに、市がどうしてその暗渠の工事費を
100%持つことになったんでしょうか。その点についても答弁をいただきたいと思います。

No.167 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.168 ○経済建設部長(山崎 力君)

先ほどのパイプの話は、私の理解不足で、ちょっと違ったことを言いましたけれども、確
かにのり面のパイプは、それは道路の側溝に排水するようにということでこれはしてありま
す。

それから、何が原因かということで、設計とか施工、土が悪いというふうには考えており
ません。

ただ、そのことについては、補助事業でございますので、年度ごとには報告をいただいで
おります。

それから、その関与ということでございますが、これは当然、共同施工、組合の中で協議
をされております。

それから、その管理についても、コンサルに委託をされておりますので、そういった中で
協議をされたというふうに思っております。

しかしながら、なぜ市がそれを負担するのかということでございますが、これは、先ほど
も申し上げましたように、優良な農地としてお返しをするということでございますので、それ
におこたえをするものでございます。

終わります。

No.169 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.170 ○14番(榊原杏子議員)

同じく山田の土地改良についてお聞きしますけれども、今、お答えがなかったかと思うんですけれども、作土の単価についても、半分以下のものに変えた。変えて結果が悪い、でも土が原因ではない、設計でも工事の問題でもないという答弁なので、じゃ何が原因だと考えているのか。なぜだか透水性が悪いということだと、暗渠をしてもその効果について確信が持てないものですから、そこははっきりさせていただきたいということを思います。

それから、優良農地として返すということなので市が負担をすると。優良農地になっていないから、だからその責任はどこにあるんですかと。優良農地になるように設計をして工事をして、土を入れて、それで優良農地になっていない、そのところにはさむものがあると思うんですよ。

だからどこが悪いか、何が悪かったか、原因がどこにあるか、その分析をきちんとしていただきたいわけなんですけれども、されている部分があると思うんですけれども、NPOのほうで調べていただいたところによると、表層の土、山土ということなんですけれども、そのしみがすごい悪いということを聞いているわけです。市のほうでも、その報告を聞いているはずですよ。

その土が悪くて、暗渠を掘ってなぜそれが解決するのかと、パイプの近くはいいだろうけれども、その間、間のところが悪いんじゃないかという声もあるようなんですけれども、その辺は、改善効果についてはいかがなんでしょうか。

それから、優良農地にしてお返しするというその論理でいきますと、もしそのパイプを入れて、それが改善をされなかったという場合には、また追加で工事をしなければいけないという論調になってしまうと思うんですけれども、そういうことなんでしょうか。

その効果というのは、どこまでを悪いというのか、どこからが優良だというのか、そういうことについては、どの程度改善されれば、それは認められるのかというお話はしていらっしゃいますでしょうか。

パイプですので、塩ビ管を入れて、それが詰まったりとか朽ちたりとかいうことも長い間には考えられると思うんですけれども、その間の管理といいますか、その後の管が古びたときの、あるいは何か詰まったりとかしたときのメンテナンスについては、今度はそれはどこが負うことになっているのか。

ちなみに、井戸に関しては、掘るのは市だけれども、管理のほうはもうあちらのほうで、地権者のほうでやっていただくというような、そういうお話もありましたので、そういう設備としてそれはもう移管されていくのか、それともずっと市がその責任を負うのか、どちらなんでしょうか、お願いします。

No.171 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.172 ○経済建設部長(山崎 力君)

この土地改良については、先ほども申し上げましたが、優良農地としてお返しするという
ことでございます。

したがって、この地域が砂防地域に一部入っております。したがって、畑地ということで圃
場を整備してまいりましたけれども、そういったことで、急激に排水等が流れてはいけない
というようなことがございますので、そういった意味では、ある意味では田の仕様で、ある
一定の水がたまらなきゃならないというようなこともございます。

そういったことだと、畑地ということではなかなか使いにくい、数日もたまってしまいう
ようなことがございますので、そういった意味では、排水をしっかりしていただきたい。

で、畑の作土については、今、持ってきたものがすぐ作土で使えるということではないと
思います。

これは土づくりということで、数年かけていただいているいろんな土をつくっていただかない
と、そういった作付できるような土にはならない。それは、最初からそういった耕作ができる
ような土を持ってきたということではございませんので、そういった意味においては、今、試
験農園のほうでは苦労されているということもあるかもわかりません。

それはそういうことでございまして、今、パイプを入れて、今後のメンテナンス、そういうと
ころはどこかということではございますが、先ほども申し上げましたように、一部やられて役
員さんのほうで見ていただいて、それで、これでできる、良好だということをしていただい
ておりますので、私もは本年度、換地をすべて終わって、土地改良としてはこれで終わりたい
というふうに考えております。

終わります。

No.173 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.174 ○14番(榊原杏子議員)

今、おっしゃることの中で、ちょっと矛盾を感じるんですけども。

新規に、山の土を持ってきて入れて、すぐさまそれは優良農地にはならない、ある程度
浸透性が悪いのは当然だということなんですよね。土づくりをしていかないと耕作に適した
土にならないということは、そういうことですよ。だったら、その優良農地になっていな
い、水はけが悪いから市がパイプを入れるというその必要があるんですか。

NPOのほうでやっていただいている、利用者さんたちの土の改善の努力をしていただい
て堆肥とか入れて、非常に改善したというふうに言われている。それは、まさにその土づく

りの努力をすれば、その耕作地は使えるということにほかならないと思うんですけれども。

そのほかの部分もありますよね。ほかの部分について、現状、土づくりということをしていない段階で、優良農地とは言えない状態にあるからといって、それはじゃ、土づくりをきちんとしていけば、育てていっていただければ優良な農地になっていくということであれば、慌てて暗渠を入れてその透水性を確保するという必要がなくなるんですけれども、その何か整合性のないお話でしたので、きちんと整理してお話しいただきたいと思います。

それから、体験農場のところ以外のところでは、だから今も言いましたように、現在、耕作をしているところが少ないわけですので、だから現状ではだめなんじゃないかというようなことも出てくるわけなんですけれども、今後、耕作をしていかれるということについては、もちろんそうでなければ暗渠も意味がないですので、そういう意志については確認をしていらっしゃるのかどうかということを確認させていただきたい。

それから、作土については、耕作に足るものを入れてくれというような要望があったように思うんですけれども、単価の変更をされたというのがよくわからないものですから、それで十分であると判断されてやったのであれば、それで水はけが悪いからといって、じゃ暗渠をする必要はあるのかなのか。同じような話になりますけれども、ちょっと整理してお答えをいただきたいと思うんですが、お願いします。

No.175 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

石川副市長。

No.176 ○副市長(石川源一君)

経済建設部長のほうから答弁しておりますが、経済建設部長の答弁に間違いございません。

いろいろご質問をいただいているわけでありましたが、山田の土地改良は今年度いっぱい完了いたします。最後の仕上げで水はけが悪くなったということは、先日の議員の一般質問でもお答えしましたが、砂防地域でありますので、畑でつくってはおりますが、どうしても水の関係がございますので、田んぼ仕立てになった。これは組合員の皆さんの了解のもとでああいう仕立てをした。当然、水はけは悪くなると思っております。

組合のほうで作土の土を選んだと言っておりますが、これはすぐできる土ではございません。これは開墾した土地と同じでございますので、新規に土地改良をやったところ、そういったところがございますので、すぐに種をまいて物ができる、そんな状況では当然ございません。

何にいたしましても、最終的に優良農地としてお返す、物をつくる農業の困難さ、土

づくりの困難さにつきましても、部長が答弁したとおりでございます。

いずれにいたしましても、物をつくるということは、口先とか机上の計算だけでは決して最初から結果、あるいは目標が達成できるものではない。実地体験をして、経験をして、そして経験をした中で、それぞれのつくられる方が努力していただかなくちゃいけないということでございます。

蛇足になりますが、日本の農政は非常に厳しい時期でございます。ご質問をいただいている議員の皆さんにおかれましては、なかなか農業経験もないかと思いますが、ぜひ実地体験をしていただいて、農業の困難さも体験をしていただくとよろしいかということを申し添えまして、答弁いたします。

No.177 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.178 ○14番(榊原杏子議員)

答弁漏れももちろんあるんですけど、今、耕作をしていないところの方については、耕作をいずれしていただけるという、そういう前提で土地改良を行っていると思いますので、その確認はとれていますかということについてご答弁をいただきたい。

それから、砂防法の関係で田でつくってあるから、透水性がある程度悪いということを盛んに言われるわけですがけれども、それについては、のりを設けてある、あぜがつくってある、一回ためるようになっていいる。それは表層の土とは関係なくて、のりがあるという構造上の問題であって、それについては表面の土は抜くように、先ほどから何回も出ていいるようにパイプが入れてあるわけですね。その表層の土についてのことを言っているわけですね。

表層の土のしみが悪いから、だから暗渠を入れるわけじゃないですか。田でつくっているから透水性が悪いというのは、その田の水が中までしみないように、そういうふうにつくってあるわけではなくて、それは畑で使えるようなつくり方をしてきたはずなんです。それは設計上もそうになっているはずなんです。

で、のりがあるということに関しては、パイプで水は出す。その中の土、表層の土についての話をしているのだから、そこを分けて話していただきたい。

だから、田のつくりであるので水が悪いんですというのは、理由にならないということをお願いいたします。

No.179 ○議長(堀田勝司議員)

榊原議員に申し上げます。

ご自分の意見を述べる機会ではありません。質疑をしてください。

No.180 ○14番(榊原杏子議員)

はい。

なので、そういう答弁をなさらないようにということなんですよ。

田ではなくて、じゃあその表面の土について、今後、各地権者の努力で改善される部分もあるでしょうし、この暗渠を入れて改善する部分。じゃあその暗渠を入れて改善しなくてはならない、もちろん机上の空論で、予定外のことというのも出てくるとは思いますけれども、その原因について分析をされていなければ、なぜこう予定外のことが起こったのかということについては分析がされていなければ、暗渠の効果も確信できないものですから、農業経験があるかないかということではなくて、じゃ、なぜこれで解決するのか、それはまた不測の事態は出ないのか、そういうことを確認したいんです。なので、きちんとお答えをいただきたいんです。お願いします。

No.181 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

石川副市長。

No.182 ○副市長(石川源一君)

山田の土地改良につきましては、本年度で終了をさせていただきます。現在、耕作等をしてみえない地権者の皆さんにも、これは承知のことでございますので、今年度で終わります。

今回、パイプを入れますのは、冒頭に部長のほうから答弁がございましたように、一部地権者の方が、実質パイプを入れて成果が出た、そういったことで私どもも検討いたしました、今回入れて、最終年度でございますのでお返しするというところでございます。

あとは、土づくりはすぐにはできないということを、よくご理解いただいた上でお願いをしたいと思っております。

終わります。

No.183 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.184 ○経済建設部長(山崎 力君)

現在、耕作をしていない圃場の部分でございますが、これは今年度で終わりますので、農地としてお返しするわけですから、作付をしていただくものと確信をしております。

終わります。

No.185 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.186 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 60 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 61 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.187 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 61 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 62 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.188 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 62 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案 13 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審議のため、明9月 10 日から9月 28 日までの 19 日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.189 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって明9月 10 日から9月 28 日までの 19 日間を休会とすることに決しました。

9月 29 日午前 10 時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後1時12分散会

copyright(c) Toyoake City.